

景観計画(案)の説明会のご案内

市では現在、景観法に基づく景観計画の策定を進めています。

景観計画ってなに？

つくばみらい市は、鬼怒川や小貝川といった大きな川が流れており、流域にみられる広大で肥沃な田園地帯や丘陵部が広がっています。毎年桜の時期には、市内外から多くの人が花見に訪れる福岡堰の桜並木をはじめ、市内には水と緑に恵まれた豊かな自然景観や、田園地帯と丘陵部の境にある斜面緑地が連続的に形成されています。

一方、伊奈・谷和原丘陵部で行われている土地区画整理事業や、つくばエクスプレス開通に伴い、みらい平駅周辺では高層マンションなどの近代的な都市的街並みが形成されつつあります。都市と自然が調和し、市民が誇りと愛着を感じることができ、景観形成を推進



するために、市民と事業者の皆さんとの協働による景観まちづくりに取り組んでいます。

「つくばみらい市景観計画」は、活力に満ちたうるおいとやすらぎのまちを実現するために、景観を市民の共有財産とし、市は市民と事業者が積極的に参加できる施策や環境づくりを実施することにより、良好な景観づくりを推進します。

地域の魅力向上に向けた

景観まちづくりの実践

これからのつくばみらい市の景観を創るのは、日々の暮らしを送っている私たちです。

私たちの身近な場所から、景観まちづくりを通じて、市民・事業者・行政が協働した景観づくりに取り組みます。結果、次の世代がその価値を実感し、歴史と自然、美しい街並みの記憶を心に継承する景観を創出します。

景観ルールづくり

景観計画は、良好な景観づくりのために必要な「建築物の建築や屋外広告物（立看板・広告板・広告塔など）の設置を行う際の景観ルール」などを定めるもので、届出の義務なども生じてきます。

説明会について

今回、各地区にて説明会を開催し、市における景観まちづくりの考え方についてご説明させていただきます。市民の皆さんが大切にしている身近な風景や景観づくりへの想いなど、さまざまな地域の情報をお伺い



することで、それぞれの地域の特性を活かした美しい景観まちづくりへとつなげていきたいと考えています。

皆さんのご参加をお待ちしています。

【日時／会場】

- ① 2月16日(土) 午後1時30分～3時／伊奈公民館
- ② 2月17日(日) 午後1時30分～3時／谷和原公民館

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎
2111 (内線8163)

【地域の景観を特徴づける重要な役割を持つ資源】

河川：小貝川、鬼怒川、台通用水、川通用水、申通川、高岡川

水田景観：低地部に広がる水田と新田集落

公園の緑：整備された都市公園、せせらぎの小路

住宅地の街並み：絹の台、みらい平地区の街並み景観

大規模交通施設：常磐自動車道、つくばエクスプレス（沿道・沿線景観）

筑波山や富士山などの遠景要素、歴史・文化的施設、など